

子ども・子育て支援新制度について

子ども・子育て関連3法（平成24年8月成立）

【3法の趣旨】

幼児期の学校教育・保育，地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

【主なポイント】

- 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
- 認定こども園，幼稚園，保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実
- 社会全体による費用負担
- 基礎自治体（市町村）が実施主体
- 子ども・子育て会議の設置

給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

■施設型給付（都道府県認可）

- ・認定こども園，幼稚園，保育所
- ※私立保育所については，現行どおり，市町村が保育所に委託費を支払い，利用者負担の徴収も市町村が行う
- ※新制度への移行を希望しない幼稚園には私学助成を継続

■地域型保育給付（区市町村認可）

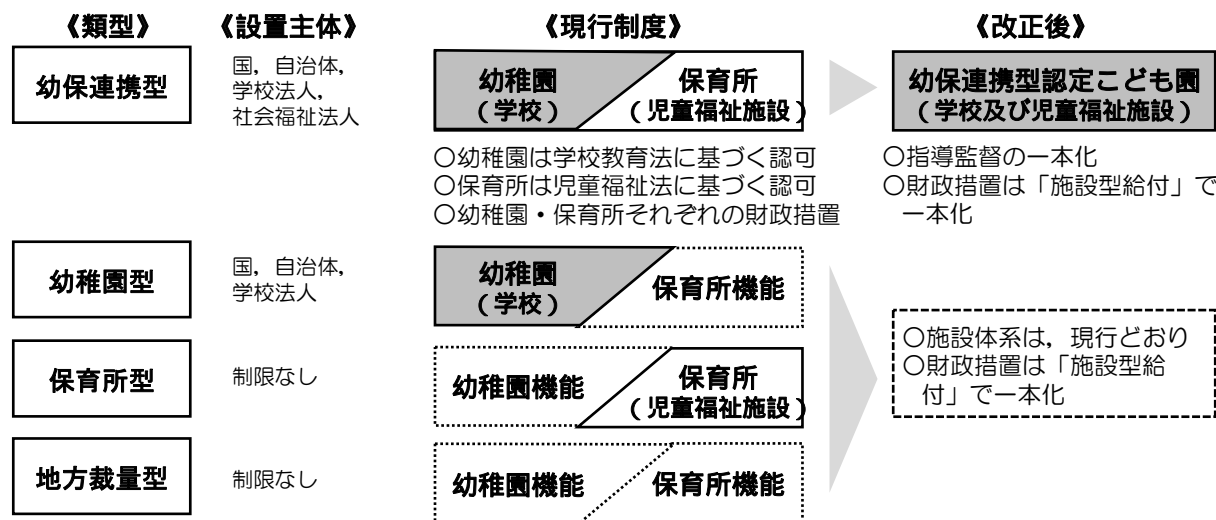
- ・小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育
- ※施設型給付・地域型保育給付は，早朝・夜間・休日保育にも対応

■児童手当

地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援，地域子育て支援拠点事業，一時預かり，乳児家庭全戸訪問事業等
- 延長保育事業，病児・病後児保育事業
- 放課後児童クラブ（学童クラブ）
- 妊婦健診

認定こども園制度の改善



保育に関する認可制度の改善

- 認可制度を前提としながら，大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう
- ①社会福祉法人・学校法人以外に対しては，客観的な認可基準への適合に加えて，経済的基礎，社会的信望，社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める
- ②その上で，欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き，認可するものとする。
- 小規模保育等の地域型保育は，区市町村が認可する仕組みを導入する